

# 大阪府営業時間短縮協力金(第1期) 再申請のご案内

## ◆ 大阪府営業時間短縮協力金 第1期 概要

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮の要請(以下「要請」)に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に営業時間短縮協力金を支給します。

## ◆ 再申請について

**再度申請を受付します**

【申請期間】 令和3年 **4月27日(火曜日)** から **5月14日(金曜日)** まで

※第1期の申請については、3月22日(月曜日)で一旦締め切りでしたが、事情により期限内に申請できなかった事業者を対象に、上記期間、申請受付をいたします。

## ◆ 申請方法

**郵送(必ずレターパックライト)**でご申請ください。大阪府営業時間短縮協力金(第1期再申請)募集要項で申請書類等の詳細をご確認のうえ、必要書類一式を郵送してください。また、レターパックライトの宛先欄に赤字で「**第1期 再申請**」と大きく記載してください。

※オンラインや持参による申請、レターパック以外(茶封筒など)による郵送は受け付けておりませんので、ご注意ください。

大阪府営業時間短縮協力金(第1期)大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyoushokantansyuku/index.html>



## ◆ お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎ **06 - 6210 - 9525** (午前9時から午後6時まで【日曜日、祝日を除く】)

**ダメ!  
絶対!**

### 協力金の不正受給は**犯罪**です!

大阪府では、府民のみなさまからの多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は**重大な犯罪になる可能性があります**ので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。